

田辺市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町及び字の区域を次のとおり変更する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による田辺都市計画事業海蔵寺地区土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成22年7月13日

田辺市長 真砂充敏

1 南新町に編入する区域

大字	字	地番
湊	地下	1100の全部、1101から1104までの一部、1121-2の一部
上記の区域に隣接介在する道路である国有地の一部		

地番については、平成22年5月7日現在の地番である。

2 大字湊字地下に編入する区域

町	地番
南新町	20-11の一部、29の一部

地番については、平成22年5月7日現在の地番である。